



※令和7年4月診療分から補助割合と上限額を拡充しました

不妊・不育治療費助成のご案内

舞鶴市では、不妊・不育治療を受けておられるご夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費などの助成事業を実施しています。

助成内容

① 医療保険適用となる不妊治療

(一般不妊治療・人工授精・体外受精・顕微授精・男性不妊治療)

- ・令和6年度診療分：補助率 2分の1、上限額 6万円/1年度
- ・令和7年度診療分：補助率 4分の3、上限額 10万円/1年度

② 先進医療（医療保険適用外）

- ・令和6年度診療分：補助率 2分の1、上限額 10万円/1年度
- ・令和7年度診療分：補助率 4分の3、上限額 25万円/1年度

※①②両方の助成を受ける場合、助成の合計額は1年度につき先進医療の金額が上限となります。

③ 医療保険適用となる不育治療

- ・令和6年度診療分：補助率 2分の1、上限額 10万円/1回の妊娠
- ・令和7年度診療分：補助率 4分の3、上限額 20万円/1回の妊娠

④ 医療保険適用外の不育治療（保険診療外の検査、注射、投薬など）

- ・令和6年度診療分：補助率 2分の1、上限額 20万円/1年度
- ・令和7年度診療分：補助率 4分の3、上限額 20万円/1年度

※1年度とは4月1日から翌年3月31日までの期間をさし、その間に受けられた治療が対象となります。

申請方法

- 治療を受けた日に舞鶴市に住民登録があること。
- 1年以上前から京都府内に居住していること。
- 申請期限は、治療日の翌日から1年以内。
ただし、体外受精、顕微授精、男性不妊治療、先進医療は、治療が終了した日から1年以内。
- 法律上の夫婦であること。（事実婚関係にある男女を含みます）

申請条件

- ・申請書と医療機関の証明書を提出してください。
- ・④は、領収書の添付も必要です。
(領収書の返却を希望される場合はお申し出ください。)
- ・加入されている健康保険組合が負担すべき高額療養費、付加給付があった場合は「高額療養費支給決定通知」等金額を確認できるものも必要です。

お問い合わせ お手続きは・・・

舞鶴市役所保険医療課

0773-66-1075(〒625-8555)

舞鶴市北吸1044番地)

舞鶴市役所西支所

